

Ⅲ 今後の原料原産地表示の考え方等の見直しについて

1 見直しの検討時期について

食品の表示制度については、消費者、製造業者等双方にとってわかりやすい表示制度である必要がある。また、表示制度として継続性を保ちつつ、加工食品を巡る状況が変化していることも踏まえて、制度としての的確に対応することが重要である。

原料原産地表示の義務化にあたっては、対象品目の品質表示基準での指定から義務化まで約2年間の移行期間を設けている。また、義務付けの考え方や対象品目を見直す場合、義務表示対象品目の表示の実施状況なども踏まえた検討を行う必要があると考えられ、最低1年間程度の表示状況の実態把握の期間を設ける必要があると考えられる。このため、見直しに着手するためには、義務化のための品質表示基準の改正が行われた以降、移行期間とデータ収集期間を併せて最低3年間の期間が必要となる。

以上のことから、加工食品の原料原産地表示の義務化の考え方や対象品目の見直しについては、品質表示基準を改正して、少なくとも3年経過した後に検討を開始することを基本とする。なお、20食品群選定の際、検討期間として約1年8ヶ月を要していることにかんがみれば、原則として5年ごとに原料原産地表示に係る品質表示基準の改正が行われることになる。

ただし、移行期間中など途中の期間であっても、製造及び流通の実態の変化の他、Codex など国際的な規格の検討状況などの状況変化を踏まえて見直しを行うことを否定するものではない。

2 今後、見直しを行う場合考慮すべき事項

今回、加工食品の原料原産地表示について、様々な視点から改めて検討を行った結果、今後、さらに加工食品の原料原産地の義務表示対象品目を拡大していく場合において、考慮すべき点、整理すべき課題などがいくつか明らかとなった。農林水産省においては、義務化の考え方や対象品目の見直しに備え、以下の点につ

いて適宜必要な調査・検討や、条件整備などに努める必要がある。

(考慮すべき点、整理すべき課題等)

- ・ 「原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目」との要件は、今後も、加工食品の原料原産地表示を検討する場合の基本となると考えられる。
- ・ 消費者の知る権利を尊重することが大前提である。しかし、全ての加工食品の原料原産地を義務表示の対象とすることには無理があり、最終的に罰金等を伴う J A S 法による表示義務を課すには、表示の実行可能性等も考慮する必要がある。
- ・ 消費者が原料の原産地情報として必要と考えている品目、あるいは加工食品を構成する原料の中で原産地情報を知りたいものとは何かなど、消費者の関心をどのように捉えて、その情報をどのように反映させるかについて検討が必要。
- ・ 限られた表示スペースで真に伝えるべき情報とは何か、義務付けして表示しないといけない情報とは何か等、他の表示事項を含めた全体の中で原料原産地表示のあり方を考える必要がある。
- ・ 今後、更に義務表示対象品目を拡大する場合には、20 食品群を検討した際に実行上の問題から義務表示対象品目とされなかったものについて、以下のような表示方法の変更なども含めて更に検討する必要がある。

(例 1) 複数の原産国の原材料を混合、切り替えて使用する場合
消費者がどの程度詳しい原産地情報を求めているのかにもよるが、例えば、

- ① 国名まで表示を求めず「外国産」との表示
- ② 使用する可能性のある国を全て表示
- ③ どうしても原産地表示が出来ない原料については、原産地不明との旨の表示

(例 2) 中間加工原料を使用した場合

- ① 原料原産地ではなく中間加工原料を製造した国名を「○○

国製造」等と表示

② どうしても原産地表示が出来ない場合、原産地不明との旨の表示

- ・ 表示方法の変更について検討する場合、加工食品の製造過程が、多段階・分業化するとともに、海外も含めたグローバル化など複雑化してきている中で、最終製品である加工食品に表示されるべき原産地情報として必要なものは何かという点などについて、総合的に考える必要がある。
- ・ 義務化の考え方や品目選定に当たっては、任意表示の推進状況等を踏まえて検討する必要がある。ただし、任意表示ができることと、義務化することは異なることに留意する必要がある。
- ・ 義務表示と任意表示、さらには表示以外の任意による情報提供の方法などの相互関係やあり方について、実態を踏まえた検討が必要となる。
- ・ 原料原産地情報の提供を進めるためには、原料の流通段階の情報伝達が的確に行われることが必要となる。そのための情報伝達方法の整理などについて、行政だけでなく、製造業者等が自ら検討・実施に取り組む必要もある。

IV 今後のスケジュール

今回、本報告書にまとめた考え方は、消費者の関心に応えた有効でわかりやすいものになっているのか、あるいは表示を実施する製造業者等にとって実行可能性などの問題はないかなどについて、透明性の高い方法で十分に精査される必要がある。

このため、今後、以下の考え方に基づき更に検討を進めるべきである。

- 1 報告書でまとめた考え方については、公表後、速やかにパブリックコメント方式により、国民からの意見を広く求める。
- 2 原料原産地の義務表示対象品目の見直しについては、対象となる品目について、消費者等の関心を踏えて検討を行う必要があることから、以下の手順で検討を進める。
 - (1) 義務表示対象品目とすべき品目について、1の報告書のパブリックコメントと同時に、対象とすべきと考える品目とその理由について国民に広く意見を求める。
 - (2) 事務局は、(1)で集まった品目について、報告書にまとめた選定の要件に照らして整理し、義務表示対象品目とすべきか否かについて考え方を整理する。
 - (3) 整理された品目群リストについて、消費者、製造業者等から文書にて意見を求めるほか、意見表明を希望する消費者、製造業者等の意見を聴取する公開ヒアリングを開催する。公開ヒアリングは事務局が行うが、共同会議委員はいつでも出席し、意見を述べるができることとする。
 - (4) 事務局は、(3)の意見を集約した、義務表示対象品目案について共同会議に呈示し、共同会議は、当該案を審議の上、義務表示対象品目を決定する。